

生理機能検査の医療機器共同利用のご案内

地域の共有資源として医療機器を活用

超音波検査は日常診療でよく使われる検査機器で欠かせないツールです。

しかし、十分に生かすことは容易でなく、技術の習熟にはトレーニングが必要かつ、日常診療の中で十分な時間を取って検査するのは困難でもあります。

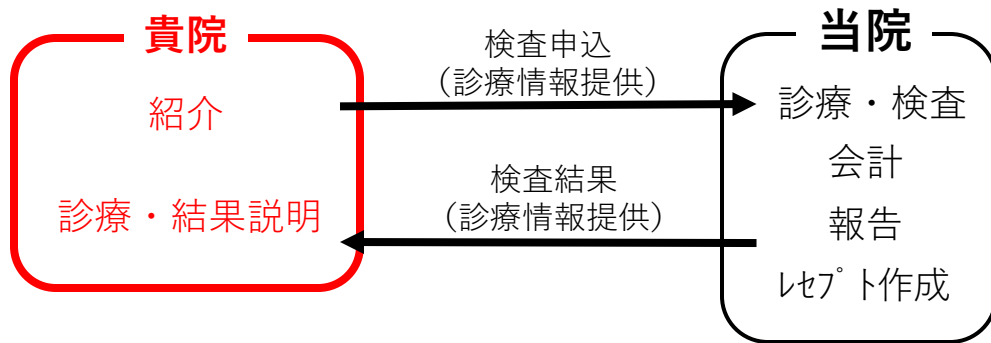
一方で、脳波検査は設備と検査時間がかかりますので、自施設で準備するのは難しい検査です。

そこで当院の設備を自院の設備に準じてお使い頂けるような仕組みを導入しました。

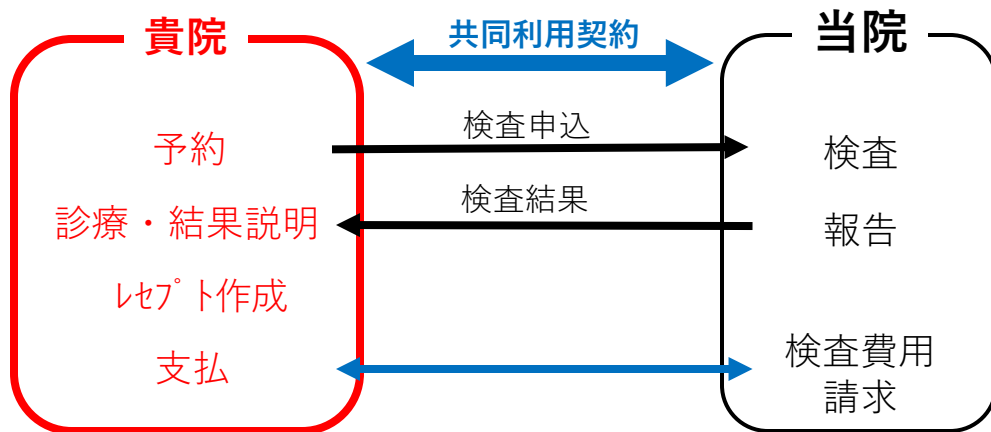
従来のように患者様をご紹介頂き検査をする方式も継続しますが、予め当院とご契約頂き、当院では検査と結果のご報告のみを行い、レセプト作成と患者さんへの費用請求はご契約医療機関で行って頂く共同利用方式も可能といたしました。当院からは、ご契約に従って、検査の保険点数に相当する費用をご契約医療機関に請求いたします。

貴院の患者様として検査を受ける事が出来ます。先生方と患者様に寄り添い、地域医療の充実を目指した取り組みです。

《従来の紹介方式》



《医療機器共同利用》



医療機器共同利用の対象検査（生理機能検査）

脳波検査、腹部超音波検査（+ファイブロスキャン）、心臓超音波検査、頸動脈超音波検査

医療機器共同利用開始の流れ

お申込み頂いた後、契約書を送付いたしますので、記名捺印を頂きご郵送ください。検査お申込み時のご契約も可能ですのでご相談ください。

【お問合せ・申し込み】 地域医療連携室：047-375-4744

※医事室の担当者におつなぎします